

改正

平成18年3月30日告示第43号

平成20年3月28日告示第40号

平成21年6月22日告示第88号

平成22年4月30日告示第60号

平成24年6月12日告示第107号

平成25年3月29日告示第33号

平成27年10月1日告示第114号

平成28年3月31日告示第36号

五島市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)別添1の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱に基づき、訪問介護、介護予防訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)を利用した者が支払う利用料(以下「利用者負担額」という。)の減額の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額の対象者)

第2条 利用者負担額の減額の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により五島市の住民基本台帳に記録されている者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項に規定する居宅介護の利用者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第27条に規定するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳に達した日以前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス(障害者総合支援法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護及び障害者総合支援法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条第2項の規定による知的障害者居宅介護のうち、

身体介護及び家事援助をいう。) を利用した実績がある65歳以上の障害者

(2) 特定疾病により要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者

2 前項の規定にかかわらず、利用者負担額に係る減額を受けている者が減額の対象外となった場合において、再度、同項に規定する対象者に該当することとなっても、減額の対象としない。

(減額の割合)

第3条 前条第1項に規定する者の利用者負担額の減額の割合は、100パーセントとする。

(申請)

第4条 訪問介護等の利用者負担額に係る減額を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、訪問介護等利用者負担額減額申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査し、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書(様式第2号)を当該申請者に通知し、承認する場合は、訪問介護等利用者負担額減額認定証(様式第3号。以下「認定証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

2 認定証の有効期間は、原則として1年間とする。

(認定証の提示)

第6条 前条の規定により認定証の交付を受けた者が、利用者負担額の減額を受けようとするときは、訪問介護等の利用開始に当たり事前に認定証を指定事業者に提示するものとする。

(認定証の返還)

第7条 認定証の交付を受けた者が、介護保険の被保険者の資格を喪失した場合は、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの要綱による利用者負担額の減額を受けた者があるときは、当該減額を受けた者から、その減額を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、下五島地域広域市町村圏組合訪問介護利用者負担額減額実施要綱（平成12年下五島地域広域市町村圏組合訓令第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月30日告示第43号）

（施行期日）

- 1 この告示中第1条の規定は平成18年3月30日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
（第1条の規定による改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の五島市訪問介護利用者負担額減額実施要綱第2条及び第3条の規定は、平成17年4月1日から適用する。
（第2条の規定による改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の五島市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱第2条及び第3条の規定は、平成18年4月1日以後に利用する訪問介護及び介護予防訪問介護について適用し、同日前に利用した訪問介護については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日告示第40号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月22日告示第88号）

この告示は、平成21年6月22日から施行（中略）する。

附 則（平成22年4月30日告示第60号）

この告示は、平成22年4月30日から施行する。

附 則（平成24年6月12日告示第107号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第33号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日告示第114号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第36号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

【以下、準拠法令の関係部分抜粋】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成18年厚生労働省令第19号)

(令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十七条 令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であって、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四
千六百元

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零